

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年1月14日(2010.1.14)

【公表番号】特表2009-518314(P2009-518314A)

【公表日】平成21年5月7日(2009.5.7)

【年通号数】公開・登録公報2009-018

【出願番号】特願2008-543578(P2008-543578)

【国際特許分類】

C 0 7 K	16/24	(2006.01)
C 0 7 K	16/28	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	37/06	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	39/395	(2006.01)
A 6 1 P	1/04	(2006.01)
A 6 1 P	17/06	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 6 1 P	31/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/02	(2006.01)
A 6 1 P	19/02	(2006.01)
A 6 1 P	19/06	(2006.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	11/00	(2006.01)
A 6 1 P	5/18	(2006.01)
A 6 1 P	3/10	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 P	21/04	(2006.01)
A 6 1 P	37/08	(2006.01)

【F I】

C 0 7 K	16/24	Z N A
C 0 7 K	16/28	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	37/06	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 K	39/395	N
A 6 1 K	39/395	D
A 6 1 P	1/04	
A 6 1 P	17/06	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 K	37/02	
A 6 1 P	31/00	
A 6 1 P	35/02	
A 6 1 P	19/02	
A 6 1 P	19/06	

A 6 1 P 29/00 1 0 1
A 6 1 P 17/02
A 6 1 P 25/00
A 6 1 P 17/00
A 6 1 P 11/00
A 6 1 P 5/18
A 6 1 P 3/10
A 6 1 P 27/02
A 6 1 P 21/04
A 6 1 P 37/08

【手続補正書】

【提出日】平成21年11月18日(2009.11.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 3 F 1 1 . 3 (ATCCアクセッション番号PTA - 7312)、ハイブリドーマ11H4 . 4 (ATCCアクセッション番号PTA - 7315)およびハイブリドーマ8E11 . 9 (ATCCアクセッション番号PTA - 7319)から選択されるハイブリドーマにより産生される抗体；

(b) (a)の抗体の親和性成熟型；

(c) (a)または(b)の抗体の抗原結合フラグメント；または

(d) (a)、(b)または(c)の抗体のヒト化型；

である、IL - 22に特異的に結合する抗体。

【請求項2】

(a) 7 E 9 (ATCCアクセッション番号PTA - 7313)、ハイブリドーマ8A12 (ATCCアクセッション番号PTA - 7318)およびハイブリドーマ8H11 (ATCCアクセッション番号PTA - 7317)から選択されるハイブリドーマにより産生される抗体；

(b) (a)の抗体の親和性成熟型；

(c) (a)または(b)の抗体の抗原結合フラグメント；または

(d) (a)、(b)または(c)の抗体のヒト化型；

である、IL - 22Rに特異的に結合する抗体。

【請求項3】

自己免疫障害を処置するための組成物であって、該自己免疫障害が関節炎ではなく、該組成物がIL - 22のアンタゴニストを含む有効量の薬学的処方物を包含する、組成物。

【請求項4】

前記IL - 22アンタゴニストがIL - 22に特異的に結合する抗体である、請求項3に記載の組成物。

【請求項5】

IL - 22に特異的に結合する前記抗体が請求項1に記載の抗体である、請求項4に記載の組成物。

【請求項6】

前記IL - 22アンタゴニストがIL - 22Rに特異的に結合する抗体である、請求項3に記載の組成物。

【請求項7】

I L - 2 2 R に特異的に結合する前記抗体が請求項 2 に記載の抗体である、請求項 6 に記載の組成物。

【請求項 8】

前記 I L - 2 2 アンタゴニストが I L - 2 2 B P である、請求項 3 に記載の組成物。

【請求項 9】

前記自己免疫障害が炎症性腸疾患である、請求項 3 に記載の組成物。

【請求項 10】

前記自己免疫障害が乾癬である、請求項 3 に記載の組成物。

【請求項 11】

前記 I L - 2 2 アンタゴニストが I L - 2 2 に特異的に結合する抗体である、請求項 10 に記載の組成物。

【請求項 12】

I L 2 0 R a に特異的に結合する抗体、I L 2 0 R b に特異的に結合する抗体、および I L - 2 2 R に特異的に結合する抗体から選択される少なくとも 1 つの抗体をさらに包含する、請求項 11 に記載の組成物。

【請求項 13】

前記 I L - 2 2 アンタゴニストが I L - 2 2 R に特異的に結合する抗体である、請求項 10 に記載の組成物。

【請求項 14】

I L - 2 2 に特異的に結合する抗体、I L 2 0 R a に特異的に結合する抗体、および I L 2 0 R b に特異的に結合する抗体から選択される少なくとも 1 つの抗体をさらに包含する、請求項 13 に記載の組成物。

【請求項 15】

炎症を処置するための組成物であって、該炎症が関節炎の炎症ではなく、該組成物が I L - 2 2 のアンタゴニストを包含する、組成物。

【請求項 16】

前記 I L - 2 2 アンタゴニストが I L - 2 2 に特異的に結合する抗体である、請求項 15 に記載の組成物。

【請求項 17】

I L - 2 2 に特異的に結合する前記抗体が請求項 1 に記載の抗体である、請求項 16 に記載の組成物。

【請求項 18】

前記 I L - 2 2 アンタゴニストが I L - 2 2 R に特異的に結合する抗体である、請求項 15 に記載の組成物。

【請求項 19】

I L - 2 2 R に特異的に結合する前記抗体が請求項 2 に記載の抗体である、請求項 18 に記載の組成物。

【請求項 20】

前記 I L - 2 2 アンタゴニストが I L - 2 2 B P である、請求項 15 に記載の組成物。

【請求項 21】

前記炎症が自己免疫炎症である、請求項 15 に記載の組成物。

【請求項 22】

前記炎症が皮膚炎症である、請求項 15 に記載の組成物。

【請求項 23】

前記炎症が慢性炎症である、請求項 15 に記載の組成物。

【請求項 24】

腫瘍進行を阻害するための組成物であって、該組成物が I L - 2 2 のアンタゴニストを含む有効量の薬学的処方物を包含する、組成物。

【請求項 25】

前記 I L - 2 2 アンタゴニストが I L - 2 2 に特異的に結合する抗体である、請求項 24

に記載の組成物。

【請求項 2 6】

I L - 2 2 に特異的に結合する前記抗体が請求項 1 に記載の抗体である、請求項 2 5 に記載の組成物。

【請求項 2 7】

前記 I L - 2 2 アンタゴニストが I L - 2 2 R に特異的に結合する抗体である、請求項 2 5 に記載の組成物。

【請求項 2 8】

I L - 2 2 R に特異的に結合する前記抗体が請求項 2 に記載の抗体である、請求項 2 7 に記載の組成物。

【請求項 2 9】

前記 I L - 2 2 アンタゴニストが I L - 2 2 B P である、請求項 2 4 に記載の組成物。

【請求項 3 0】

生物学的系における I L - 2 3 媒介シグナル伝達経路を刺激するための組成物であって、該組成物が I L - 2 2 アゴニストを包含する、組成物。

【請求項 3 1】

前記 I L - 2 2 アゴニストが I L - 2 2 である、請求項 3 0 に記載の組成物。

【請求項 3 2】

生物学的系における I L - 2 3 媒介シグナル伝達経路を阻害するための組成物であって、該組成物が I L - 2 2 アンタゴニストを包含する、組成物。

【請求項 3 3】

前記 I L - 2 2 アンタゴニストが I L - 2 2 に特異的に結合する抗体である、請求項 3 2 に記載の組成物。

【請求項 3 4】

前記 I L - 2 2 アンタゴニストが I L - 2 2 R に特異的に結合する抗体である、請求項 3 2 に記載の組成物。

【請求項 3 5】

T h I L - 1 7 細胞機能を刺激するための組成物であって、該組成物が I L - 2 2 アゴニストを包含する、組成物。

【請求項 3 6】

前記 I L - 2 2 アゴニストが I L - 2 2 である、請求項 3 5 に記載の組成物。

【請求項 3 7】

T h I L - 1 7 細胞機能を阻害するための組成物であって、該組成物が I L - 2 2 アンタゴニストを包含する、組成物。

【請求項 3 8】

前記 I L - 2 2 アンタゴニストが I L - 2 2 に特異的に結合する抗体である、請求項 3 7 に記載の組成物。

【請求項 3 9】

前記 I L - 2 2 アンタゴニストが I L - 2 2 R に特異的に結合する抗体である、請求項 3 7 に記載の組成物。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 3 3 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 3 3 7】

【化4】

<u>ハイブリドーマ／抗体名称</u>	<u>ATCC 番号</u>	<u>寄託日</u>
抗 IL-22 (3F11.3)	PTA-7312	2006年1月13日
抗 IL-22 (11H4.4)	PTA-7315	2006年1月13日
抗 IL-22 (8E11.9)	PTA-7319	2006年1月13日
抗 IL-22R (7E9.10.8)	PTA-7313	2006年1月13日
抗 IL-22R (8A12.32)	PTA-7318	2006年1月13日
抗 IL-22R (8H11.33.28)	PTA-7317	2006年1月13日

寄託は、特許手続きのための微生物寄託の国際認識に関するブダペスト条約の規定およびそれに従う規則（ブダペスト条約）に基づいて行なった。これは、寄託日から30年間生存培養物の維持を保証する。細胞株は、ブダペスト条約の条件にしたがってATCCにより利用可能とされ、(a) 培養物を利用する機会は、特許出願の係属中、長官により37 CFR § 1.14 および 35 USC § 122 に基づく資格を与えられた者に可能となること、(b) このように寄託された培養物の公共への利用可能性に対するすべての制限は、特許付与と同時に取り消しできないように解消することを保証するジェネンテック社とATCCとの合意に制約される。